

## ○議事日程（第1号）

令和7年9月2日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第7号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第5 承認第8号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の  
専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第56号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第57号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第58号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第9 議案第59号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する  
協議について
- 日程第10 議案第60号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及  
び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第61号 関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第12 議案第62号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第13 議案第63号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第14 議案第64号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第65号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第66号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第67号 令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第68号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第  
2号）
- 日程第19 議案第69号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第  
2号）
- 日程第20 議案第70号 令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第21 議案第71号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第72号 令和7年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第73号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第74号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 報告第7号 令和6年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第26 議案第75号 令和6年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第76号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第77号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第78号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第79号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第80号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第81号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第33 議案第82号 令和6年度関ヶ原町公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第34 議案第83号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第35 請願第1号 「再審法改正を求める意見書」を国に提出することについての請願について

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（8名）

1番	北 村 一 磨 君	2番	吉 田 仁 君
3番	子 安 健 司 君	4番	中 川 武 子 君
5番	田 中 由紀子 君	6番	松 井 正 樹 君
7番	谷 口 輝 男 君	8番	高 木 博 之 君

### ○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇 康世君	副町長	藤田 栄博君
教育長	渡邊 勝敏君	参事兼総務課長	澤頭 義幸君
企画政策課長	高木 久之郎君	地域振興課長	関東 正晃君
会計管理者 兼税務課長	福安 健司君	住民課長	西村 克郎君
産業建設課長	兒玉 勝宏君	水道環境課長	坂東 崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	小畠 政治君	介護事業課長	吉森 明博君
教育課長	徳永 英俊君	西消防署長	桐山 潤君
古戦場活用推進課長	安部 樹君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難波 真哉	書記	西尾 英典
書記	西村 里美		

### 開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまから令和7年第4回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番 高木博之君、1番 北村一磨君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月17日までの16日間と決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和7年5月分から7月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 承認第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第4、承認第7号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第7号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めるについて御説明を申し上げます。

関ヶ原中学校の剣道部個人の部において、全国大会及び東海大会への参加を受け、エールを送るとともに、関係経費の支援のための部活動助成金26万3,000円及び訴訟案件に伴う弁護士

委託料44万円、合わせて70万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億4,108万5,000円とする令和7年度一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年8月5日付にて専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げます。議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### 日程第5 承認第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、承認第8号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求ることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第8号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求ることについて御説明を申し上げます。

デイサービスセンター内厨房室の空調設備が急遽故障したことを受け、食品衛生上特に緊急を要するため、空調設備の設置工事費66万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,417万7,000円とする令和7年度介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年8月19日付にて専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 失礼します。

議案書の7ページをお願いいたします。

専決第11号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分書について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,417万7,000円とするものでございます。

この専決処分につきましては、先月の8月14日の午後、国保保健福祉総合施設やすらぎ1階のデイサービスセンター内の厨房室の空調設備が突如作動しなくなりました。夏場の厨房は、加熱調理や食器乾燥機の使用等により室内温度が特に高くなりやすく、食品衛生上や従事職員の環境改善にも早期に対応する必要があり、緊急を要するため、令和7年8月19日付で専決処分により新たに設置工事費として補正させていただいたものでございます。

原因は、やすらぎ屋上に設置しております室外機内のコンプレッサーの故障が原因であります。既存機器の修理や取替えにつきましては、設置から22年が経過し、型式が古く修繕ができないため、新たに壁かけのエアコンを設置し対応させていただくものです。

議案書の10ページをお願いいたします。

歳出としまして、サービス事業費、居宅サービス事業費、デイサービスセンター事業費の工事請負費に66万9,000円を増額補正し、歳入につきましては、繰越金、前年度繰越金として66万9,000円を充ててございます。

何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第56号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第6、議案第56号　関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めるについてを議題とします。

ここで渡邊教育長本人の申出によりまして退席をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

[教育長　渡邊勝敏君退場]

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君）　議案第56号　関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めるについて。

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。令和7年9月2日提出、関ヶ原町長　西脇康世。

住所、岐阜県大垣市鶴見町144番地1。氏名、渡邊勝敏、生年月日、昭和37年5月1日。

○議長（松井正樹君）　本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第56号について御説明申し上げます。

本町の現教育長である渡邊勝敏氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、御賛同を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君）　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

[教育長 渡邊勝敏君入場、着席]

渡邊教育長に申し上げます。ただいま渡邊教育長の任命について同意がなされました。

それでは、ここで渡邊教育長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育長（渡邊勝敏君） 議員の皆様におかれましては、本日の9月定例会にて、教育長再任につきまして御同意を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

引き続き、教育長として関ヶ原町の教育に尽力する機会を与えていただきましたことに心より感謝申し上げますとともに、教育長としての職を担わせていただくことの重責を強く感じているところでございます。

2期目に当たりましても、少子高齢化、人口減少が著しく進行する関ヶ原町においては、関ヶ原で学びたい、学ばせたいという気持ちを持ってもらい、その延長線上で関ヶ原町の町に住みたい、住み続けたいという思いを持つてもらう、教育でも選ばれる町、選んでもらえる町にしたいという思いを根底に秘めながら、関ヶ原だからこそできる魅力ある学校教育の一層の推進と、関ヶ原だからこそということにマッチした社会教育の充実に一層努めてまいりたいと思っております。

とりわけ学校教育におきましては、連携から一貫へと施設分離型での小中一貫教育の一層の推進、学校と地域が手を携えて子どもを育てる地域学校協働活動と関ヶ原版コミュニティ・スクールの一層の推進、さらに比較的小規模校の学校であることを利点とした一人一人を大切にするきめ細かな教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、引き続き御理解と御支援、御指導を賜りますことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松井正樹君） ありがとうございました。

---

日程第7 議案第57号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第57号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第57号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて。

本町の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和7年9月2日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、岐阜県不破郡関ヶ原町大字今須511番地の1。氏名、山根貴夫、生年月日、昭和51年

7月7日。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第57号について御説明申し上げます。

現在、教育委員会委員である小林洋氏の任期が令和7年9月30日で満了することにより、新たに山根貴夫氏を任命いたしましたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審査の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、細部につきましては教育課長より説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 徳永教育課長。

○教育課長（徳永英俊君） それでは、関ヶ原町教育委員会委員の任命について御説明いたします。

今説明がありましたように、現在3名の教育委員のうち小林洋氏の任期が、この令和7年9月30日をもって満了となりますので、その後任としての任命であり、任期につきましては令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年となります。

教育委員会委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項において、委員のうちに保護者である者が含まれるようにならなければならないとされており、山根氏についてはこの規定に準じて任命するものでございます。

山根氏は今須在住の49歳で、家族で製材所を営まれており、現在高校生と中学生お二人のお子様の保護者となります。また、令和5年度には関ヶ原中学校のPTA会長も務めておられます。

何とぞ任命につきまして御同意賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、私の説明とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第8 議案第58号から日程第10 議案第60号までについて（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君）　日程第8、議案第58号　岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてから日程第10、議案第60号　岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第58号、議案第59号並びに議案第60号につきましては、関連がございますので一括して説明させていただきます。

昭和30年に県下全市町村をもって組織した特別地方公共団体である岐阜県市町村会館組合において、令和8年3月31日をもって解散するに当たり、規約の改正や事務の承継等の協議関係について議会の同意を求めるものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君）　澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君）　失礼をいたします。

それでは、私の方から議案第58号及び議案第59号、また議案第60号につきまして、関連がございますので一括して詳細説明をさせていただきます。

まずもって、概要を御説明をさせていただきます。

岐阜県市町村会館組合は、昭和30年に県下全市町村をもって組織する特別地方公共団体として設立をされました。同時に、岐阜市司町に岐阜県市町村会館を建設し、岐阜県町村会などの市町村関係団体の事務所などとして管理運営をされてきましたが、建物の老朽化もあり、平成6年に会館建物を取壊しを行い、新たに事務所を確保するため、同年、県が新たに建設をした岐阜県県民ふれあい会館の13階を借り受け、入居費などを支払う事務と従前からの軽自動車税の申告に関する事務を行っている組合でございます。

会館組合の事務局は、県下21町村が加盟する岐阜県町村会が担っているものでございます。

また、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を、共同処理をしております岐阜県市町村職員退職組合も同じく岐阜県町村会が担っており、2つの一部事務組合に所属する職員が相互に移動をしながら各所管する事務を処理しておりました。これまで議会を異にする2つの一部事務組合が併存することで、内容を同じくする各種例規の制定・改廃をする必要がある

など、事務効率の面で問題が生じておったところでございます。

そこで、このたび会館組合が所管する事務を整理することで、岐阜県市町村会館組合を解散するものでございます。

それでは、議案書13ページをよろしくお願ひをいたします。

議案第58号について御説明を申し上げます。

一部事務組合の解散に伴う事務の承継につきましては、地方自治法には規定がないことから、会館組合の規約に地方自治法施行令第218条の2の規定による特別の定めを追加するよう規約の改正をするに当たり、岐阜県知事の許可を受ける必要があるため、地方自治法第286条の規定に基づき、関係地方公共団体の協議について同法第290条の規定に基づき、議会において議決を求めるものでございます。

それでは、議案資料の1ページをよろしくお願ひをいたします。

今御説明をさせていただきましたことにつきまして、規約の第12条におきまして、組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定めるというものを加える改正でございます。これが議案第58号の改正でございます。

続いて、議案第59号について御説明を申し上げます。

申し訳ございませんが、今度は議案書の15ページをお願いをいたします。

一部事務組合の解散にあっては、地方自治法第288条の規定により知事への届出をするに当たり、関係地方公共団体の協議が必要とされ、協議には同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を要するものでございます。

また、財産処分は、同法289条の規定に基づき、関係地方公共団体の協議が必要とされ、この協議についても、同法290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を要するものとされております。

これに加え、先ほどの議案第58号によります改正後の規約第12条第1項の規定により、組合の解散に伴う承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定めることとなります。

議案書の16ページの協議書に代わる同意書について御説明をさせていただきます。

それでは、まず1の解散の期日でございますが、令和8年3月31日をもって解散するものでございます。

次に、2の解散に伴う財産処分でございます。

岐阜県県民ふれあい会館の入居基金につきましては、ふれあい会館への入居に当たり岐阜県町村会から指定寄附を受けたものであり、その条件として、寄附の目的が消滅した場合には、寄附金額の全額を岐阜県町村会へ返還するということとしておりりますので、岐阜県町村会に全額を返還するものでございます。

財政調整積立金は、直近の令和7年度の軽自動車税特別調査事務市町村負担金の納入割合に応じ、42市町村で配分することとしております。なお、基金以外の財産は、不動産、動産、いずれもございません。

次に、3の解散に伴う事務の承継等でございます。

まず、現在、共同処理をしている事務のうち、(1)の入居事務につきましては、現在入居している団体が個々に処理をするということとしております。

また、(2)の軽自動車税の申告に関する事務につきましては、新たに、仮称ではございますが、岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会を組織し、これが引き続き岐阜県軽自動車協会連合会岐阜事務所との委託契約等に当たるものでございます。

次に、決算の審査と認定でございます。

(3)では、解散日において組合長の市町村で行い、ほか関係地方公共団体の長へ報告をしなければならないと定め、(4)で、ほか関係市町村長は、報告があったときは決算の要領を公表するものと定めております。

(5)では、打切り決算後の歳計現金は、軽自動車税の申告に関する事務を承継する任意の協議会に譲渡することとしております。

(6)では、会館組合が所有する公用文書の承継について定めており、職員の人事に関するものは退職手当組合が承継し、軽自動車税の申告に関する事務文書は任意の協議会が、それ以外の文書は岐阜県町村会がそれぞれ承継することと定めております。

次に、4の職員の待遇等でございます。

解散時に在職する職員は、定数条例を改正後の退職手当組合の職員として身分を引き継ぐこと等を定めてございます。

最後に、5において疑義等の協議事項を定めております。

以上、御説明をさせていただきましたが、いずれも新たに当町を含む構成団体の経費負担や事務負担を生じさせるものではなく、現状の取扱いを整理し、簡略化するものでございます。

では、続きまして、議案第60号について御説明をさせていただきます。

申し訳ございません。また、議案資料の2ページのほうをよろしくお願ひをいたします。

この岐阜県市町村会館組合の解散に伴いまして、岐阜県市町村職員退職手当組合の構成する団体、別表中から、「岐阜県市町村会館組合」を削る改正内容となってございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。御審議を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより議案第58号から議案第60号までの質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第11 議案第61号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君）　日程第11、議案第61号　関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第61号について御説明申し上げます。

人事院規則の改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意思確認等、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君）　澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君）　では、議案第61号　関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

まず、本改正につきましては、人事院規則等の改正に伴い、育児に関する両立支援制度の利用のしやすい勤務環境を整備するため、妊娠出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や制度の利用、また働き方の意思聴取及び聴取者意見への配慮など、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援する内容となってございます。

それでは、議案資料の3ページから4ページをよろしくお願ひいたします。

第18条の次に、第18条の2、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等を追加をさせていただくものです。

同条第1項は、職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の措置を講ずる職員を対象とし、1号で仕事と育児との両立に資する制度または措置等を知らせる措置を講ずると定め、2号では申出職員の意向を確認するための措置、第3号では職業生活と家庭生活との両立の支援となる事情の改善に資する意向確認を講ずるものでございます。

第2項におきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対し、1項と同様、1号から3号まで定めるものでございます。

第3項におきましては、任命権者は、申出による意向を確認した事項の取扱いに当たり、当該意向に配慮しなければならない旨を定めているものでございます。

以降4ページになりますが、新たに条を追加したことにより、それぞれ条ずれを改正するものでございます。

なお、施行日は、人事院規則改正施行日に合わせ、令和7年10月1日からとしているところでございます。

御審議を賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第12 議案第62号及び日程第13 議案第63号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第62号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第13、議案第63号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第62号及び議案第63号は関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に基づき、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充に関し所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第62号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第63号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございますので一括して詳細説明をさせていただきます。

まず、本改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充を行う改正となってございます。

部分休業につきましては、現行の1日につき2時間を超えない範囲の形態に加えまして、1年につき条例で定める時間、10日に相当する時間でございますが、それを超えない範囲内の形態を設けることとして、当該職員はいずれかの形態を選択可能とするものでございます。

それでは、まず議案第62号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

まず、第18条でございます。こちらにつきましては、勤務日ごとの勤務時間に係る承認基準

が撤廃されたことにより、文言を削除する改正となっております。

次に、第19条は部分休業の承認について定めております。従前の部分休業が育児休業法第19条第2項第1号の第1号部分休業に区分をされることになりますので、それに伴う文言の改正でございます。

新たに第19条の2を、6ページをお願いいたします。

新たに19条の2を加え、育児休業法第19条第2項第2号の拡充を第2号部分休業と定め、1時間を単位とするものでございます。1号及び2号の場合については、分単位での承認も可能としております。

次に、第19条の3では、育児休業法第19条2項の条例で定める1年の期間は、人事院規則で定める1年の期間同様に毎年4月1日から翌年の3月31日までと定めております。

次に、第19条の4でございます。

こちらは部分休業の時間を定めておりまして、1号で非常勤職員以外の職員で77時間30分としております。これは常勤職員1日7.75時間の10日の分に相当する時間となってございます。2号では、非常勤職員の時間について定めているところでございます。

第19条の5におきましては、育児時間の取得形態の多様化により形態変更を可能とする特別の事情について定めているものでございます。

次のページ、7ページにつきましては、第20条は文言の改め、また第21条の承認の取消し事由において準用する育児休業法第5条第2項の事由を、第19条の5で定めました第3項変更としたときということで定めております。

それでは、議案書24ページをよろしくお願いをいたします。

施行日は令和7年10月1日として、経過措置といたしまして、令和8年3月31日までの間に部分休業を請求する場合におきましては、第19条の4で定める適用時間をそれぞれ定めているものでございます。

続きまして、議案第63号の関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案資料8ページをよろしくお願いをいたします。

こちらにつきましても、先ほど御説明をさせていただきました関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の部分休業制度の拡充につきましても、企業職員についても同様の対応とするため、第18条第2項中において改正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明をさせていただきました。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより議案第62号及び議案第63号の質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第14 議案第64号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君）　日程第14、議案第64号　関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第64号について御説明申し上げます。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君）　澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君）　では、議案第64号につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、本改正の概要を御説明をさせていただきます。

地方公共団体情報システムの標準化に伴いまして、本町においても標準化に適合したシステムへの移行を現在進めておりますが、本システムの共通機能を標準仕様書に規定する住登外者宛名番号管理機能を実装する場合につきましては、標準準拠システムに実装された住登外者宛名号管理機能を用いる住登外者宛名番号を付番管理する事務が独自利用事務に該当し、条例の定めが必要との見解が国から示されたところでございます。

また、当該機能を用いて住登外者宛名番号を付番管理することは、ほかの事務処理の遂行を目的として行われるものであることから、当該機能の性質上、ほか業務との連携が必要とされ、府内連携についても条例の定めが必要となりますので、改正を行うものでございます。

では、議案資料の10ページをよろしくお願いをいたします。

まず、個人番号の利用範囲を規定する第4条におきまして、新たに第4項として町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理する情報を利用することができる規定を追加するものでございます。このことによりまして、第4条第1項において新たに設けた第4項についても、準法定事務とする旨を規定するものでございます。

本改正に伴いまして、法第9条第2項の条例で定める事務に、別表第1において新たに町及び教育委員会において、事務欄におきましてそれぞれ住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務にあって規則で定めるものということを追加する改正となつてご

ざいます。

11ページから17ページになりますが、別表第2についてでございます。

全ての右の特定個人情報の欄におきまして、それぞれ1号ずつ追加をさせていただき、住登外者宛名情報であって規則で定めるものということを規定をさせていただいております。

17ページからの別表第3でございます。17ページから18ページにまたがります。

こちらは特定個人情報の提供に関するものですが、庁内連携においても定めが必要となりますので、情報照会機関及び情報提供機関において、町長、教育委員会それぞれにおいて、住登外者宛名情報について表中1項及び表中4項として新たに追加するものでございます。

説明は以上とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） すみません。中身が全然理解できないんですけど、ちょっと1つだけ単純なことだと思うんですけど、聞きますけど、町の住民基本台帳に記録されていない者、住登外者の、その番号はどうやって、どういうふうに分かるんでしょうか。

これを利用するわけでしょう。個別番号。住民票にない人の番号をどういうふうに扱ってみえるか、それを教えてください。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 住登外者、いわゆる住民基本台帳に記録されていない方ということが、まず住登外者ということですね。宛名番号というのは、各市町村において業務ごとに個人とか法人とかを識別するために一定の番号を、付番をつけています。これは、いわゆる番号法の、いわゆるマイナンバーの個人番号とは異なります。

なぜこの業務がとなるか、登録されていない方の宛名番号をうちが情報として登録する必要があるというのは、例えば町内に在住をされていなくても、町内に固定資産をお持ちの方については、町外にお住まいであっても、その方のいわゆる宛名番号を登録する必要があるとことをもって、そういうことも今回、独自利用事務に該当しますよと。このシステム標準化において、そのことが条例のほうに明記されていなかったので、条例で定めなさいということで改正をさせていただいたということで、大きな改正内容ではございませんけれども、その部分についても、それぞれ今まであるものに追加をしてやっていくということです。

先ほど、庁内連携と、言葉は庁内連携といいますけれども、いわゆる庁舎内での連携、町長部局と教育委員会というのも連携がありますので、その部分についても追加をさせていただいたというような内容となっております。

[「今回、教育委員会も含めて」の声あり]

そうです。お互いが連携できるようにという話です。

○議長（松井正樹君）ほかに。

[挙手する者なし]

ないようですので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第15 議案第65号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君）日程第15、議案第65号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）議案第65号について御説明を申し上げます。

災害や、その他非常の場合における給水装置工事において、他の市町村長が指定したものについて特例的に認める等、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君）坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君）失礼します。

議案第65号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は33ページ、34ページとなります。

令和6年度に発生した能登半島地震で、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化することとなっていました。宅内配管工事を担う地元の業者数が、宅内配管の被害の規模に対して少なかったことや、業者自身が被災したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難となった状況が要因とされております。

このことから、災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧とともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した水道装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とし、宅内配管の復旧に対応する業者を確保するための改正を行うものでございます。

また、この改正に伴い、字句等についても改めさせていただいております。

それでは、議案資料の19ページからの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第14条第1項ただし書中に、「町長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」とい

う。) 第16条の2第1項の指定をした」を加え、同条第2項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条の第9項を第10項とし、第14条の第2項として、前項に關わらず、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長または他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでないと加え、第2項から1項ずつ繰り下げたことにより、同条第5項中の「第2項及び第3項」を「第3項及び第4項」に改めます。

議案資料の19ページ、下1行から21ページまでの第20条第2項及び第24条、第31条、第33条、第43条につきましては、字句等の修正をさせていただくものでございます。

議案書の34ページに基づきまして、附則におきまして令和7年10月1日からの施行となります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） すみません。今の災害のときなので分かりましたけれども、他市町村が指定店としているところを使わなあかんということで、ほかの町が指定店としているということを、どうやって調べるというか分かるかを教えてください。

○議長（松井正樹君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 業者が、各市町の指定店証を各市町村が発行しておりますので、その指定店証をもって確認するという形となります。

よろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 7番。

○7番（谷口輝男君） すみません。

本人が持ってくる前に、指定店を先に頼むんでしょう。要は、災害時にどこどこ店お願ひしますというのは、その前に指定店かどうかも分からんので頼めんじやないかなということを思っただけです。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 災害時において非常に混乱しているということで、事務の手続を省略させていただいて、こういった災害時における復旧工事等をやらなきやいけないということで公開させていただいて、業者を募るという形を取らせていただきます。

それに対して手を挙げてくれたよその市町の業者さんが、その資格を持っているかどうか、

これを確認させていただいた上でお願いするということで、こちらからあんたやってというような形でお願いするんじやなしに、募集するという形を取らせていただくことになるということが想定されているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） よろしいですね。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時15分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程第16 議案第66号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第66号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第66号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、駅周辺にぎわい創出に鑑み、古戦場整備活用事業費補助金を活用した駅北駐車場周辺の景観整備に係る関係経費4,955万8,000円や、駅前に100インチの大型LEDビジョンの設置費用843万7,000円、また県営事業負担金など総額8,754万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億2,863万3,000円とする令和7年度一般会計補正予算（第6号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましてはそれぞれの担当課長から説明をいたさせますが、人件費関係につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○参考兼総務課長（澤頭義幸君） では、議案第66号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書43ページからお願いをいたします。

まず、人件費関係につきましては説明を省略させていただきます。

総務管理費、一般管理費の委託料でございますが、こちらは国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律に伴いまして、旅費制度が70年ぶりに大幅な見直しが図られたところでございます。旅費の計算等に関する規程の簡素化や複数の用語の改正、また支給対象の見直しなど、当町におきましても国との均衡を図るために制度及び条例等の見直しをする必要がござります。

ざいます。従来、法律で規定されておりましたものが、政令や省令で規制されるなど、膨大な改正内容を条例や規則に反映をする必要があり、さらには旅費条例や規則を含め複数の例規改正には高度な専門性を要するものでございますので、本制度の適切な運用を確保し、速やかな制度導入を図るために、旅費制度の見直しに伴う例規整備支援業務の委託料143万円を補正させていただくものでございます。

次に、文書広報費の備品購入費、はがき圧着機でございます。こちらにつきましては、現在、情報システムの標準化への移行を進めているところでございますが、その標準仕様におきまして、現在使用している機種では対応ができないため、対応可能なはがき圧着機器を導入するため、312万4,000円を補正をするものでございます。

なお、財源といたしましては、国のデジタル基盤改革支援補助金10分の10を活用させていただくものでございます。

次に、諸費でございます。この秋に開催をされます関ヶ原合戦まつりにおきまして、兄弟都市である日置市を含め、ゆかりのまちである岡崎市、また災害時相互応援協定を締結しております関係市とのさらなる交流を深めるために、関係需用費58万円を補正させていただくものでございます。

○住民課長（西村克郎君） 続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の委託料16万5,000円でございますが、法改正に伴う障害福祉サービス等の管理システムの改修で、国庫2分の1でございます。償還金利子及び割引料64万9,000円でございますが、令和6年度障害者自立支援給付費等負担金の事業費確定に伴う返還金でございます。繰出金100万円でございますが、国民健康保険特別会計の職員手当等分の繰出金でございます。

福祉医療費、償還金利子及び割引料468万8,000円でございますが、こちらも令和6年度の県福祉医療助成事業補助金の事業費確定に伴う返還金でございます。

続きまして、国民年金事務費の委託料9万9,000円でございますが、年金生活者支援給付金の支給要件を判定するに当たり、令和7年度の税制改正に対応するための総合行政情報システムの改修で、国庫10分の10でございます。

続きまして、介護保険事業費の繰出金30万1,000円でございますが、介護保険特別会計の人物費町負担分の繰出金でございます。

44ページをお願いいたします。

児童福祉費の児童福祉総務費、償還金利子及び割引料216万6,000円につきましても、こちらも令和6年度の障害児入所給付費等負担金の事業費確定に伴う返還金でございます。よろしくお願ひいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畠政治君） 同じく44ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、負担金補助及び交付金、マイナスの142万7,000円でございます。こちらにつきま

しては、水道事業会計への負担金及び補助金の減額をするものでございます。

続きまして、目予防費の償還金利子及び割引料でございます。こちら、説明にございますように母子保健衛生費に係ります国庫負担金及び県費負担金につきまして、実績により返還とするものでございます。

また、予防費10万3,000円につきましては、同じく感染症予防事業費に係る国庫負担金につきまして返還するもの。

健康増進事業費の償還金利子及び割引料5,000円につきましても、国庫負担金について実績により返還するものでございます。

○水道環境課長（坂東 崇君） 同じく44ページの環境衛生費、負担金補助及び交付金の73万2,000円につきましては、関ヶ原石材におきまして、単独浄化槽から14人槽の合併浄化槽の設置申請がありましたので、浄化槽設置及び単独浄化槽撤去に対する合併処理浄化槽設置整備事業補助金でございます。当初予算において5人槽の設置の補助金を見込んでいましたので、不足分に対する増額となります。

財源につきましては、国県支出金で48万8,000円、一般財源で24万4,000円でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 続きまして、農林水産業費、農業費、農業振興費、負担金補助及び交付金200万円につきましては、新たに農地集積を図りますあいエンタープライズに対し、草刈機と播種機の購入費用の一部を県の補助事業を活用して助成をいたすものでございます。  
なお、こちらは補助率が100%の事業でございます。

45ページをお願いいたします。

農地費の委託料71万5,000円につきましては、今年発注の御祭田2号ため池廃止測量設計業務におきまして、流末処理についても業務に追加するよう県から指示があったため、業務の内容を追加するものでございます。こちらも補助率は100%です。

次の投資及び出資金16万1,000円につきましては、農業集落会計への出資金になります。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 続きまして、商工費でございます。

3番、観光費の12委託料422万2,000円のうち、まず旧北小学校の受変電の設備改修工事設計業務79万8,000円につきまして御説明申し上げます。

こちらは、古戦場見学の中心地となっている決戦地石田三成陣地周辺のブラッシュアップにより、さらなる周遊促進を図るため、昨年度、笛尾山周辺整備基本計画を定め、その実現に向けて取組を開始したところでございます。同計画では、旧北小学校は耐震上の課題も踏まえ、早急な取壊し及び跡地の緑地化を優先順位の高い取組と位置づけ、旧北小学校取壊し後の入居者の移転に向けて調整しているところでございます。

こうした中、旧北小の受変電設備の撤去期限が令和9年3月31日であること、撤去までに半年要することから、令和8年8月31日までに撤去を終える必要があります。受変電設備の撤去

により、旧北小の入居団体及びさくらんぼの家の関係者は電気を使えなくなることとなりますけれども、受変電設備の撤去期限までに移転完了することが難しいことから、仮設電源の設備が必要でございます。したがいまして、その令和8年8月までに事業を終えるためにあらかじめ設計を終えておく必要があるため、今般の補正にて計上をしました。

続きまして、旧北小学校内の廃棄物処理86万2,000円の減額について御説明を申し上げます。

今年度当初予算にて5回分の廃棄物処理を予算措置しておりましたが、3回分でほぼ完了したことから、残り2回分の予算を減額するものでございます。

残りの観光費につきまして、まず今般計上させていただいた理由について御説明申し上げます。

せきがはらポケットパークマルシェの開始によりまして、新たにぎわい創出へ向けて取組を開始したところですが、併せて新たな魅力向上に向けた取組についても検討、具体化に向けて、今般補正予算にて計上しました。

最初に、駅北駐車場景観整備工事設計業務299万5,000円、同工事監理業務129万1,000円、同工事4,527万2,000円について、関連しますので一括して御説明申し上げます。

J R 関ヶ原駅から岐阜関ヶ原古戦場記念館までの道筋は、古戦場の町関ヶ原に来たと思わせる雰囲気でございますけれども、さらなる古戦場の雰囲気創出を図るため、駅北駐車場に擬木の馬防柵設置等を実施することにより景観を図るものでございます。あわせて、駐車場の整備によりまして駐車場自体の魅力向上に伴う利用者増の可能性や維持管理に要する労力の軽減につながるものと考えております。

続きまして、備品購入費の駅前大型LEDビジョン843万7,000円について御説明申し上げます。

こちらも記念館から町内へのさらなる周遊を促すためには、町内の観光資源について来訪者への視覚・聴覚に訴える仕掛けが必要であるということを鑑みまして、駅前に大型LEDビジョンの設置を検討いたしました。この大型LEDビジョンは、観光案内動画のみならず町として発信したい情報、例えば災害情報を流すことにより来訪者の命を守る行動を促すことができるなど、工夫によっては町にとっての強力な情報発信ツールになり得る可能性があることも大きな強みでございます。

こちらのほうを今般の補正予算に計上したのは、財源確保の観点から岐阜県へ事前協議したことろ、町の取組の方向性について後押しする。そして、その具体的な支援として今年度のグランドデザイン補助金の増額で対応するよう調整すると岐阜県から連絡があつたことを踏まえたものでございます。したがいまして、財源としましては、事業費の3分の2となる県支出金、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金3,866万2,000円及び過疎対策事業債1,630万円を見込んでいます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 続きまして、土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費、役務費の40万円及び次の委託料80万円につきましてでございます。

既に供用開始以降数十年が経過しております今須中町門間線の道路用地の一部におきまして、所有権移転登記が済んでいない土地があることが判明いたしました。それを解消するための分筆測量及び登記の費用でございます。

次の道路橋梁新設改良費、負担金補助及び交付金409万2,000円につきましては、国道365号線西町交差点改良工事が現在進行中でございますが、工事費の高騰により、昨年度入札の不調があり分割発注となっております。その不足する工事分、それを発注されるということで、その分の増加分でございます。

46ページをお願いいたします。

都市計画費、都市計画総務費の負担金補助及び交付金407万5,000円は、公共下水道事業会計に対する補助金になります。

○教育課長（徳永英俊君） 教育費、教育総務費の事務局費の負担金補助及び交付金80万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付に伴い、学校給食費補助金を増額するものでございます。

続きまして、小学校費の学校管理費は、スクールバスの購入につきまして、財源の一部を当初、過疎対策事業債210万円としておりましたが、国庫補助金215万円の内示を受けましたので、今回、財源の組替えを行うものでございます。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 続きまして、5番、社会教育費でございます。

社会教育総務費の1番の報酬8万6,000円につきまして、文化財保護審議会の一部委員や地域住民等を構成員とする中山道今須地区周辺検討会を立ち上げたことにより、文化財保護審議会委員報酬を増額するものでございます。

続きまして、需用費の消耗品費の136万8,000円の増額につきましては、野上の松並木の薬剤切替えに伴うものです。薬剤の効き目が切れる令和8年2月までに薬剤を注入する必要があるため、今年度当初予算を確保の上、これまで準備を進めていたところ、当該薬剤の製造が中止となったことが明らかになりました。それに代わり得る新たな薬剤について樹木医やメーカーと相談したところ、従前の薬効2年の薬剤から薬効6年となる薬剤の提案がありました。松並木の維持管理には薬剤の注入が必要となるため、従前の薬剤との差額分を今般計上いたしました。

○教育課長（徳永英俊君） 続きまして、議案書47ページをお願いします。

教育費、保健体育費の町民プール管理費の需用費115万円の増額は、連日30度を超える猛暑によりプールの水の蒸発量が大変多く、プールの水位が下がり、水量の回復のため多くの水の補給が必要となっていることに加え、この猛暑によりプールの水温が高い状況が続き、プール

の水温を下げるために多くの水を補給することを必要としたため、光熱水費につきまして、当初予算に対する不足見込額115万円を増額補正させていただきます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 歳入の説明をさせていただきます。41ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金312万4,000円は、はがき圧着機購入の10分の10。

民生費国庫補助金、障害者総合支援事業費補助金8万2,000円は、障害者福祉管理システム改修業務に係る2分の1分。

衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金24万4,000円は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る3分の1の国負担分。物価高騰対応重点支援交付金800万円は、水道基本料金2か月分免除に。過疎地域持続的発展支援交付金942万7,000円の減額は、交付金不採択による減額。

教育費国庫補助金、215万円はへき地児童生徒援助費補助金としてスクールバス購入に伴う補助金の採択によるものでございます。物価高騰対応重点支援交付金80万円は、食糧費高騰による給食費補助金の追加分に充てるものでございます。

委託金、国民年金事務取扱委託金9万9,000円は、年金生活者支援給付金に伴うシステム改修でございます。

県支出金、県補助金、衛生費県補助金、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金1万1,000円は、補助金採択によるものでございます。合併処理浄化槽設置整備事業補助金24万4,000円は、同補助に係る3分の1の県負担分でございます。

農林水産業費県補助金、中山間地域等担い手育成総合支援事業費補助金200万円及び団体営ため池機能廃止等事業費補助金71万5,000円は、同事業の県補助でございます。

商工費県補助金、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金3,866万2,000円は、駅北駐車場整備及び駅前大型LEDビジョン事業の3分の2の補助でございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金2,264万4,000円を充当させていただきます。

町債、土木債400万円は、県営事業負担金に。教育債210万円の減額は、補助金採択分の減額。商工債1,630万円は、駅北駐車場整備事業に充て、併せて38ページ、地方債補正の限度額を変更するものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 45ページの観光費、備品購入費の駅前大型LEDビジョンですが、町内の観光内容を基本的には載せるということで、私、最初にこれを聞いたときの印象は、すごいもったいないなというか、そういう感じがしたんです。誰が見るんだろうというふうに思ったんですけど、今、多分こういうビジョンが街角にはやりなんですかね。都会に行くと、いろんなところにそういうのがあると思うんですけど、町民にとっては、ほぼほぼあんまり意味がないかなというふうに思っていまして、一方、駅の中に時計がないんですよね。町民も困るし、観光客も困っているという実態があります。

それで、このLEDビジョンの中に、時計、デジタルでも何でもいいんですけど、入れ込むことができないのかということを伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

まず観光ビジョン、特に町民にとって意味がないというお話もございました。先ほどちょっと簡単に御説明差し上げてしまったんですけど、観光もさることながら、以外に、例えばすれども、熱中症であるWBGTであったりとか、例えば天気のニュースとか、テロップで緊急速報とか、そういう形で流すこともできる運用で今ちょっと考えてございますので、先ほどの時計のお話もそうなんですけれども、いわゆる一つの画面だけで観光の動画を流すというよりかは、分割してできるとか、その辺りも今ちょっと仕様をちょっと検討しているところでありますので、そういう形で、もちろん観光客の方ももちろん大事でございますけど、町民の方にとっても資するという形にしたいなというふうに考えてございますので、ちょっとその辺の詳細は今後詰めてまいりたいと思います。

○議長（松井正樹君） ほかに。

[挙手する者あり]

1番 北村一磨君。

○1番（北村一磨君） 田中議員に続いてなんですが、同じ駅前大型LEDビジョンに関して質問させてください。

私も初めてこれを見たときに、843万7,000円も使って、補助金がもらえるとはいえ、本当に必要なのかなという、その必要性をちょっと感じた部分があります。先ほど運用方法等、あと経緯等も御説明いただいたので、ある程度納得はしておりますが、多分24時間365日ずっと運用し続けるものなのかとか、LEDビジョンとはいえ、ある程度電気代はかかるくると思うんですけども、そういう形で、この電気、そこはどこから取るのかなとか、そういういろんな面をちょっと心配しております、といった今後の運用方法等を、先ほど観光客や町民、いろんな方につけてよかったですと言つてもらえるような運用方法をぜひ検討していた

だきたいなと思いますので、もし今何か考えてみえることがあれば教えてください。

○議長（松井正樹君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

まず、例えば、特に運用ということでございますが、24時間、例えば365日というお話もございました。その辺りは、極端な例ですけれど、夜10時とかに観光客とか町民の方が見えるかということもありますし、一方で電車を使ってみえるお客様もいらっしゃるというところで、その辺りは24時間365日常時ではなく、消したりとか、もちろんできますので、そこは町としてランニングコストが少しでも安くなるようにといいますか、からないようにしたいなとうふうに考えております。

それから、電気の引っ張ってくるものとかも、その辺りもちょっと今回予算を計上するに当たりまして、その辺りは少し詰めながらやっておりますので、その辺りもできるかなというふうに思っております。

あと、おっしゃっていただいたとおり、確かに初期投資というか、その辺はやはり屋外に設置するというものでもございますし、所要額が高いというか、金額はあるのかなと思っています。

一方で、今後の運用ということで、例えばですけれども、町のホームページでもバナーというか、ございますけれども、例えば今の液晶も1画面ではなく何画面分割も例えばいろいろできますし、例えばそこに広告料といいますか、協賛といいますか、そういう形もしながら、少しでも入りを得るようにそこも努力してまいりたいと思いますけど、その辺はすみません、今後検討を詰めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（松井正樹君） ほかに。

[挙手する者あり]

2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） この総務管理費の委託料の中で、旅費制度の見直しに伴う例規整備支援業務委託金とあるんですね。今まで条例の改正でこういった形で、上位法の改正に伴って委託料を組んだという実例はないように思うんですが、当然上位法が変わる場合は、それに伴う条例の案は出てまいりますので、それを委託料を組まなきゃんものなのかどうかなどを、これだけどう違うのかということを御説明いただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

あまり例規で支援業務を委託するという例は少ないと思います。たしか一昨年、ちょっと定かではございませんが、地方公務員法の改正で定年延長があったときには少しお願いをしたような気がしています。すみません、金額は覚えていません。

今回の議員さんの御指摘はごもっともだと思います。今回お願いをさせていただいたのは、やはり70年ぶりに改正されたということと、用語自体も大分改正になったと聞いております。そうすると各旅費の条例以外に反映をしている、運用をしている規則とか全て例規関係にも波及してきますので、かなりのボリューム感があるということです。

それで、そのボリュームに加えまして、来年の4月1日施行を今現在目指しております。新年度の予算編成のことも踏まえまして、この12月までにはおおむねの形をつくりながら新年度予算要求をさせていただき、来年の3月の議会へ条例改正、上程をさせていただくスケジュールを考えておりますので、この段階において委託料として補正をお願いしたという経緯でございますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） この旅費制度の見直しというのは、全国的に一律変わるんですね。そうすると、それぞれの市町の条例で個別に上がってきてしまえば大変取扱いに困るわけで、全国画一的な統一された条例ができるこなればいかんというふうに思うんですが、個別にこういうふうにうちだけで委託をかけてやっても、その辺の調整はどこでかかるのかということちょっと心配しますので。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 例えば、国の法改正によって一律まるつきり一緒の改正をするというのであれば、そうあれですけれども、今回については、いわゆる県から準則とかよく来ますけれども、今回未定ということになっています。

要は旅費の考え方方が、例えば宿泊料の考え方とか宿泊費、考え方も各自治体によって若干の差異というものが当然ございますので、その辺りの協議検討も含めて、もうタイムスケジュール感でお願いしたいというふうに考えています。お願いします。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） 重々分かっておることですので、その辺本当に運用上で他町と全然違うという話になったときに、その辺でやっぱり慎重に調整をかけていただいて進めさせていただこうとをお願いします。よろしくお願ひします。

○議長（松井正樹君） ちょっとストップします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○議長（松井正樹君） 失礼しました。会議を再開いたします。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 41ページですが、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金800万円、これは水道料2か月分と言わされましたけど、私の記憶では、当初予算でたしか3か月分の減免を見込んでいたと思うんですが、これとの関係はどうなんでしょうか。

○議長（松井正樹君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 追加交付と、まだ充当し切れなかった分を合わせて2か月分追加して、合計5か月分となります。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ということは、支出はどこになるんですかね。

○議長（松井正樹君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） すみません。差引きになっていて見にくくて申し訳ないんですが、44ページの保健衛生総務費、マイナス142万7,000円が800万円引く不採択分の942万7,000円を差し引いた142万7,000円という形で今表記されております。

○議長（松井正樹君） ほかに。

[挙手する者あり]

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） すみません。2点ほどお聞きしたいんですけど、45ページになりますが、駅北の関係なんですが、これから設計して委託していくことになると思うんですが、残りの工期、10月にまとまって発注しても5か月ぐらいしかないんですけど、この辺のフローチャートというか、工程等が分かればと。

あと、各課にまたがる、関係する場所になると思うんです。景観重要区域でしたか、これやるのは。その辺の連携等でまた進めていただいて、今後分かれれば、どのように発注して、期間のほう、またそれと物価高騰もありますので、その辺も今後のことになると思うんですが。

あともう一点ですけど、松並木のほうなんんですけど、この増額分は薬剤が変わるということで結構金額が増えているんですけど、その辺分かれば詳細をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

まず、45ページの駅北の駐車場の景観整備工事の関係で、これからあと残りの期間でということで、工程表ということで御質問をいただきました。実際にまだ予算もお認めいただいて、これから御審議いただくと思いますけれども、こちらとしましては速やかに進めてまいりたいと思いますし、少し財源的な問題もございますけれども、県の補助金を充てている都合もございますので、何とか今年度中に終えられるようにという形で進めたいと思っていますが、ちょ

っと詳細は、まだこれ以上申し上げられないので御了承くださいませ。

それから、各課にまたがるということで、景観のお話もございましたし、あの関係でございますが、私どものほうで今回執行という形はさせていただいてますけれども、実際、駐車場の管理のほうですと総務課でもございますし、おっしゃられるとおりだと思いますので、各課またがる関係ですので、改めてしっかりきちんと情報共有しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、続きまして松並木の関係で、46ページでございますが、社会教育費で136万8,000円ということで、この辺りをもう一度詳細にということでございました。

改めて、当初予算で措置していたものは、薬剤の名称上、マッケンジーという名前なんですが、薬の効き目が2年のものだったんですね。2年のものでもともと考えていたんですが、その2年のものが製造が中止になってしまったと。そうすると代替するものって2年とかないのかなという話もメーカーであったり樹木医にも相談したんですが、それはないということでございまして、実際にどうなのというのも意見交換もしながら、具体的には薬の名前はちょっと今後としても、薬の薬効、薬の効き目が6年のものが代替し得るものかということで、2年ごとに打つ予定であったものが、結果的に今回最初に6年どんとなってしまうんですが、特に5年間はかかるないということなので、2年、2年、2年ではなくて6年に1回どんと入れるところがあるので、少しその部分、お金がちょっと今回はかかっているということでございます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第17 議案第67号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第17、議案第67号 令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第67号について御説明申し上げます。

歳出におきまして、本算定において保険料収入の増が見込まれることから、広域連合への負担金見込分400万円、また過年度分の保険料に還付が生じたため償還金1万2,000円、合わせて401万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,501万2,000円とする令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第18 議案第68号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君）　日程第18、議案第68号　令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第68号について御説明申し上げます。

歳出に令和6年度の事業費確定に伴う県への返還金591万6,000円、また高圧受電設備の修繕料や職員の時間外勤務手当の不足見込みなど、合わせて726万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,246万5,000円とする令和7年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君）　西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君）　それでは、議案第68号　令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

初めに、57ページの歳出をお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費、職員手当等の100万円でございますが、現在、国保担当の職員が病気休暇中のため、他の職員が国保業務を分担し、事務を行っている状況でございます。本来の業務を行う中での国保の事務ということで、時間外での事務となることが多く、時間外勤務手当が不足する見込みのため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、保健事業費、保健福祉総合施設事業費の施設管理費、需用費、修繕料の35万2,000円でございますが、やすらぎの高圧受電設備年次点検におきまして、漏電などの電気事故に対し、停電の範囲を構内にとどめる重要な装置に異常が発見されたため、万一の際、周辺地域へ影響を及ぼさないよう緊急で修繕を行うものでございます。

なお、修繕費用の総額は88万円でございますが、国保事業が4割、介護サービス事業が6割の負担で予算計上をしてございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金の償還金利子及び割引料591万6,000円でございますが、令和6年度の保険給付費等交付金等の事業費確定に伴う返還金でございます。

56ページに戻っていただきまして、歳入でございますが、繰入金、一般会計繰入金、職員給与費等繰入金の100万円でございますが、時間外勤務手当分を繰り入れさせていただき、繰越金626万8,000円は、やすらぎの施設修繕費及び保険給付費等交付金等の返還金の財源として充

当をさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第19 議案第69号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第69号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第69号について御説明申し上げます。

歳出に特定健診の会計に対応したシステム改修費88万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,162万3,000円とする令和7年度国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

細部につきましては医療保健課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 小畠診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畠政治君） 失礼いたします。

それでは、議案第69号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

議案書の61ページをお願いいたします。

歳出より申し上げます。

医業費、医業費、診療費、委託料の健診システム改定対応業務委託料88万円は、令和8年度から協会けんぽの健診内容の見直しに伴う同システム改修のためのもので、見直しの内容は対象年齢の拡大及び対象項目の追加等でございます。

また、令和8年度からの見直しですが、おおよそ本年中に当該改修が必要であることから、本補正予算として計上させていただくものです。なお、歳入は前年度繰越金を計上するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

## 日程第20 議案第70号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君）　日程第20、議案第70号　令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第70号について御説明申し上げます。

歳出に令和6年度の介護給付費等の事業費確定に伴う国・県等への返還金2,430万8,000円及び認定件数の増加に伴い、認定調査員の報酬不足見込み分30万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,880万7,000円とする令和7年度介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松井正樹君）　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

## 日程第21 議案第71号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君）　日程第21、議案第71号　令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第71号について御説明申し上げます。

歳出に高圧受電設備等の修繕料94万6,000円及び看護小規模多機能型居宅介護事業の訪問車両の物損事故により、修繕料33万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,546万円とする令和7年度介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君）　吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君）　失礼します。

議案第71号　令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書は71ページをよろしくお願ひいたします。

歳出より説明させていただきます。

総務費、施設管理費、一般管理費、需用費の修繕料94万6,000円につきましては、国保保健福祉総合施設やすらぎの高压受電設備取替え修繕52万8,000円と、同施設内の1階にありますボイラー室内の機器修繕として41万8,000円を増額補正させていただくものでございます。

高压受電設備の取替え修繕につきましては、電気工作物の年次点検により地絡継電器の動作電流に異常が認められました。地絡継電器は、構内で発生した漏電などの電気事故を構外へ波及させないための重要な保護施設であり、更新するもので、併せて電気回路の開閉装置である高压気中開閉器は設置後23年が経過しており、経年劣化により不具合が発生する可能性が高くなっていることが思われます。そのため、早期に更新する必要があるため補正させていただきます。

なお、費用負担につきましては、施設案分によりまして修繕費用の総額88万円に対し、1階部分を介護サービス事業特別会計により60%の52万8,000円を計上し、2階部分につきましては40%に当たる35万2,000円を国民健康保険特別会計（事業勘定）にて補正予算を計上させていただいております。

次に、同施設内1階にありますボイラー室機器の修繕につきましては、いずれも経年劣化によるものでございますが、修繕内容としましては、ボイラー燃料を送るフレキシブルチューブの燃料漏れ、また給油配管継ぎ手からの漏水による箇所が3か所、浴槽用補給弁からの漏水によるもので、併せて修繕費41万8,000円を補正させていただきます。

次に、サービス事業費、居宅サービス事業費、看護小規模多機能型居宅介護事業費の需用費の修繕料33万7,000円につきましては、本年8月2日に、午前9時45分頃ですが、町内の西町交差点付近の国道365号沿いの介護サービスを利用されている自宅から訪問看護を終えた職員が宅内から国道へ訪問車両を左折発進した際、車道境界の縁石に乗り上げ、車両の左側下を接触させてさせたことにより、車両を破損させたということによります修繕費用として補正させていただきます。

なお、補正財源につきましては、町有自動車災害共済保険金を充ててございます。

次に、議案書70ページをお願いいたします。

歳入の財源内訳につきましては、繰越金、前年度繰越金として94万6,000円と、諸収入、雑入に町有自動車災害共済保険金33万7,000円を充てさせていただきます。

説明は以上となります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

## 日程第22 議案第72号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君）　日程第22、議案第72号　令和7年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第72号について御説明申し上げます。

物価高騰対応重点支援として、現在、水道基本料金の免除を実施し経済支援を行っておりましたが、交付金の追加に伴い、2か月間の支援延長に係る経費及び当初予算で過疎地域持続的発展支援交付金を活用し、衛星を利用した漏水調査の実施を予定しておりましたが、当該交付金の不採択により関係予算の減額など、令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君）　坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君）　失礼いたします。

議案第72号　令和7年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の75ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入から説明をさせていただきます。

こちらは経済的負担軽減対策としまして、町内の上水道を給水している全ての世帯、事業者を対象としまして、令和7年7月請求分から令和7年9月請求分の3か月分の上水道基本料金の免除を実施しておりますが、これを10月請求分から11月請求分までの2か月間の延長をするための補正としまして、水道事業収益、営業収益、給水収益を800万円減額するものでございます。

営業外収益としまして、他会計補助金、一般会計繰入金としまして、この免除につきまして800万円を充ててございます。

また、人工衛星を利用した漏水調査について、過疎地域持続的発展支援交付金を活用して実施する予定でございましたが、交付金が不採択となつたため、942万7,000円を減額するものでございます。

続きまして支出ですが、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費におきまして修繕費が不足する見込みとなりましたので、300万円を補正させていただくものでございます。

修繕費の内容といたしまして、上の谷浄水場に設置してあるエアードライヤーの取替え、緩速ろ過池配水管の漏水、修繕及びナンバー2送水ポンプ逆止弁取替え、平井配水池計装盤内のUPS取替え、藤古川浄水場PAC配管修繕としゅんせつ用仮設道路立入禁止看板の設置及び

通常修繕費分となっております。

配水及び給水費の942万7,000円の減額につきましては、人工衛星を活用した漏水調査委託分となっております。

資産減耗費 6万2,000円の増額は、加圧ポンプ場に設置してある非常通報装置の取替えに伴うものでございます。

続きまして、議案書の76ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出、資本的支出、建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費、工事契約の293万2,000円につきましては、笹尾及び筑田加圧ポンプ場に設置してある非常通報装置が2026年3月末において3GサービスFOMAが終了する対応機種であり、サービス終了に伴い使用できなくなりますので、新たに4Gに対応した機種に取替えを行うものと、また門間加圧ポンプ場におきまして加圧ポンプ取替えを行ったことにより、非常通報装置の設置が可能となりましたので、新たに取付けを行うための費用として53万9,000円、平井2号井取水ポンプが故障し、取水に支障を来しているため取替えを行いたく239万3,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、配水及び給水設備建設改良費、工事請負費96万円につきましては、西消防署へ給水している配水管が漏水し、現在、西消防署とスギ薬局につきまして仮設配管により給水を行っている状況にありますので、配水管の布設替えを行う工事費となります。

議案書の73ページのほうに戻っていただきまして、第4条としまして、水道料金の基本料金免除分について、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額を「1,200万円」から「2,000万円」に改め、人工衛星を利用した漏水調査の補助を受ける金額942万7,000円を削除いたします。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

### 日程第23 議案第73号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第23、議案第73号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第73号について御説明申し上げます。

収益的支出において、国道21号線に占用しているマンホール蓋の修繕料や薬品費の不足見込み分、また資本的支出において、公共ますの新規申込み分に伴う工事費を追加する令和7年度公共下水道事業会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼いたします。

議案第73号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の83ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出、下水道事業費用、営業費用、処理場費の49万5,000円ですが、水処理用の薬品費の値上がりにより薬品費の不足が見込まれるための補正分でございます。

管きょ費の358万円ですが、こちらは岐阜国道大垣出張所から国道21号西町地内のマンホール蓋高さの調整2か所を行うよう依頼がございましたので、修繕費を計上させていただくものでございます。

続きまして、上段の収益的収入の下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金といたしまして、一般会計補助金より407万5,000円を充てております。

議案書の84ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出、資本的支出金、建設改良費、管きょ施設建設改良費、工事請負費の120万円についてですが、公共ます設置工事におきまして当初見込んでおりました設置数の工事分の工事を既に実施し、今後さらに2か所設置予定がありますので、公共ます設置の予算が不足することになりましたので補正をさせていただくものでございます。

続きまして、上段の資本的収入の負担金、工事負担金としまして、受益者負担金の一括納付がございましたので120万円を充てております。

議案書の81ページをお願いいたします。

第4条といたしまして、一般会計から補助を受ける金額を407万5,000円へ増額いたしましたので、「1億7,084万2,000円」から「1億7,491万7,000円」に改めさせていただいたものです。

御審議賜りますようよろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

○議長（松井正樹君）　日程第24、議案第74号　令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第74号について御説明申し上げます。

資本的支出において、警報装置の取替え工事費を追加する令和7年度農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君）　坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東　崇君）　失礼いたします。

議案第74号　令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の90ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出、資本的支出、建設改良費、管きょ施設建設改良費、工事請負費の16万1,000円についてですが、農業集落排水施設処理施設に設置してある非常通報装置が2026年3月において3GサービスFOMAが終了する対応機種であり、サービス終了に伴い使用できなくなりますので、新たに4Gに対応した機種に取り替えるための増額補正となります。

上段の収入、資本的収入、出資金、負担区分に基づかない出資金、他会計出資金16万1,000円は、警報装置の取替えに伴い町からの出資金を受けるものでございます。

よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第25　報告第7号について（提案説明・質疑）

#### 日程第26　議案第75号から日程第34　議案第83号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（松井正樹君）　日程第25、報告第7号　令和6年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから日程第34、議案第83号　令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　ただいま一括上程されました報告第7号及び議案第75号から議案第83号

の決算関連につきまして御説明申し上げます。

まず、報告第7号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率についてはカウントされませんでした。実質公債費比率は9.9%、将来負担比率は28.4%となり、資金不足比率につきましては、各会計ともカウントされませんでした。

次に、議案第75号から議案第83号の決算認定についてであります。

令和6年度の一般会計の決算規模は、歳入52億3,377万6,000円、歳出50億3,838万2,000円となつたところでございます。これを令和5年度と比較いたしますと、歳入は7億4,317万4,000円の増、歳出は8億7,697万円の増となりました。

実質収支といたしましては、1億7,879万4,000円の黒字決算となつたところであります。

次に、5つの特別会計においては、歳入総額は28億7,907万5,000円、歳出総額25億8,290万4,000円となり、令和5年度と比較して歳入は5億8,822万8,000円の減、歳出は5億6,013万円の減額となりました。

歳出の減少の主な要因は、公共下水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計移行に伴い、決算額が皆減となつたことによるものでございます。

また、公営企業の水道事業会計は、収益が1億7,157万6,000円、費用が1億8,215万1,000円で、当年度純損失は1,057万5,000円の赤字決算となりました。

建設改良工事において、平井6号井試験井調査業務を実施いたしました。

公共下水道会計は、収益が3億2,154万8,000円、費用が3億3,048万円で、当年度純損失は893万2,000円で赤字決算となつたところでございます。

農業集落排水事業会計は、収益が7,782万9,000円、費用が7,867万円で、当年度純損失は84万1,000円で赤字決算となりました。

以上をもちまして、一括上程されました令和6年度の各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審査の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

なお、一般会計の令和6年度財政状況の概要につきましては、企画政策課長から説明をいたします。

○議長（松井正樹君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、私のほうから、一般会計の決算概要について決算分析表により説明をさせていただきます。

決算書の中には決算分析表をよろしくお願ひいたします。

15ページをよろしくお願ひいたします。

令和6年度の一般会計決算は、一番右の列に示すように、その決算規模は歳入52億3,377万6,000円、歳出50億3,838万2,000円となりました。

実質収支額は1億7,879万4,000円の黒字決算となりましたが、その額は前年度より1億4,812万6,000円の減となり、実質単年度収支は1億3,632万3,000円の赤字となり、さらに令和6年度は減債基金を2億円取り崩した状況であります。

標準財政規模は、地方公共団体の経常一般財源の規模を表すもので、前年より増となり29億6,766万1,000円となりました。

基金残高につきましては、財政調整基金6億5,081万1,000円、減債基金、取崩しにより減額となり2億8,480万6,000円、その他特定目的基金を合わせた合計15億702万円となっております。また、地方債残高は増額となり37億9,860万2,000円でございます。

18ページをお願いいたします。

本町の令和6年度の主な財政指標でございますが、財政力指数3年間平均は0.456、実質収支比率6.0%、財政構造の弾力性を示し、低いほどいいとされている経常収支比率は92.8%、報告第7号でもありました実質公債費比率3年間平均は0.4%減少し9.9%、将来負担比率は、地方債残高の増や基金取崩しの影響から8.6%増加し28.4%となりました。

なお、この決算分析表でございますが、2ページから12ページにつきましては、総合計画の6つの基本目標とそれぞれの施策項目別に成果、事業費をまとめさせていただいております。

その他の決算状況の概要でございますが、13ページ、14ページは文章で、19ページ以降はそれぞれの目的に沿って分類し、各年度の推移を表しております。各表につきまして、下段において令和6年度の決算の特徴を記載しておりますので御参照いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、財政状況の説明とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） ここで監査委員から審査結果の報告を求めます。

監査委員 高木博之君。

○監査委員（高木博之君） では、決算審査結果の報告をさせていただきます。

令和6年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査及び基金運用状況の審査につきましては、去る8月8日、会計管理者、各課長、関係職員同席の下、早野代表監査委員と共に、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認め、かつ予算の執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここに御報告いたします。

以上、簡単ではありますが、決算審査の御報告とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより、報告第7号 令和6年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これで報告第7号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第26、議案第75号から日程第34、議案第83号までについては、決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第83号までについては、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、会期中の審査とし、最終日に採決いたしたいと思いますのでよろしくお願ひをいたします。

お諮りいたします。議案第75号から議案第83号までは、決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に谷口輝男君、副委員長に田中由紀子君が選任されたので、御報告いたします。

なお、決算審査特別委員会は、9月5日金曜日並びに9月8日月曜日の両日とも9時から開

催されることに決められましたので、御報告いたします。

---

#### 日程第35 請願第1号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君）　日程第35、請願第1号 「再審法改正を求める意見書」を国に提出することについての請願についてを議題とします。

この請願につきましては、総務民生常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 吉田仁君。

○総務民生常任委員会委員長（吉田 仁君）　お許しをいただきましたので、総務民生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る令和7年8月4日月曜日午後3時より役場大会議室において8名の委員の出席を得て開催をいたしました。

職務のための出席者は、難波議会事務局長、西村書記で、傍聴者及び会議事件説明のための出席者はございませんでした。

会議結果の趣旨を申し上げます。

本委員会に付託された継続審査となっておりました請願第1号 「再審法改正を求める意見書」を国に提出することについての請願について、各委員の意見を聴取し、審議を重ねた後、採決を行いましたところ、当委員会としては全会一致で採択との結論に達しました。午後3時15分に閉会をいたしました。

以上、総務民生常任委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れ等がございましたら他の出席議員からの補足説明をよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（松井正樹君）　これより委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり採択と決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり採決と決しました。

---

### 散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お詫びいたします。明日3日から16日までの14日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、明日3日から16日までの14日間は休会とすることに決しました。

来る9月17日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締切りは9日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問題旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時39分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

関ヶ原町議会議長　　松　　井　　正　　樹

会議録署名議員　　高　　木　　博　　之

会議録署名議員　　北　　村　　一　　磨